

甲府市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市規則第35号

甲府市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

第1条 甲府市公衆浴場法施行細則（平成31年3月規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「公衆浴場経営許可申請書」を「公衆浴場営業許可申請書」に改める。

第6条第1項中「公衆浴場経営許可申請書等記載事項変更届」を「公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届」に改め、同条第2項中「営業者が」を「営業者は、」に改め、同条第3項中「したときは、」を「した場合における」に改める。

第8条第1項中「第4条第1項第17号」を「第5条第1項第2号（同条第2項又は第3項において適用する場合を含む。）」に、「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項の表2の項中「散乱光測法」を「散乱光測定法」に改め、同条第2項中「第4条第1項第17号」を「第5条第1項第2号（同条第2項又は第3項において適用する場合を含む。）」に改め、同項の表1の項中「散乱光測法」を「散乱光測定法」に改め、同表3の項中「昭和37年厚生省・建設省令第1号」を「昭和37年厚生省令・建設省令第1号」に改める。

第9条中「第4条第1項第19号に規定する」を「第5条第1項第4号の」に改める。

第1号様式中「公衆浴場経営許可申請書」を「公衆浴場営業許可申請書」に、「経営」を「営業」に改める。

第5号様式中「公衆浴場経営許可申請書等記載事項変更届」を「公衆浴場営業

許可申請書等記載事項変更届」に、「公衆浴場経営許可申請書」を「公衆浴場営業許可申請書」に、「経営」を「営業」に改める。

第6号様式から第8号様式までの規定中「経営」を「営業」に改める。

第2条 甲府市公衆浴場法施行細則の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「4の項」を「5の項」に改め、同項の表3の項中「水素イオン濃度」を「pH値」に改め、「又は比色法」を削り、同表6の項中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、「こと」の次に「(100ミリリットル中10コロニーフォーミングユニット未満であること。)」を加え、同項を同表7の項とし、同表5の項を次のように改める。

6 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。ただし、海水を含む検体で検出された場合にあっては、ダーラム管が入ったECブイヨン10ミリリットルに陽性検体100マイクロリットルを接種し、摂氏44.5度で培養してガス産生が認められないこと。
-------	-----------	--

第8条第1項の表4の項中「消費量」の次に「(塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により4の項を適用することが適当でないと認める場合に限る。)」を加え、同項を同表5の項とし、同表3の項の次に次のように加える。

4 有機物(全有機炭素(TOC)の量)(5の項に掲げる場合を除く。)	全有機炭素計測定法	1リットル中3ミリグラム以下であること。
------------------------------------	-----------	----------------------

第8条第2項ただし書中「及び2の項の基準の両方又はどちらか」を「から3の項までに定める基準の全部又は一部」に改め、同項の表4の項中「冷却遠心濃

縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、「こと」の次に「（１００ミリリットル中１０コロニーフォーミングユニット未満であること。）」を加え、同項を同表５の項とし、同表３の項中「大腸菌群」の次に「（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）」を、「規定する」の次に「大腸菌群数の検定」を加え、同項を同表４の項とし、同表２の項中「消費量」の次に「（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により２の項を適用することが適当でないと認める場合に限る。）」を加え、同項を同表３の項とし、同表１の項の次に次のように加える。

<p>２ 有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）（３の項に掲げる場合を除く。）</p>	<p>全有機炭素計測定法</p>	<p>１リットル中８ミリグラム以下であること。</p>
---	------------------	-----------------------------

附 則

- 1 この規則は、令和４年１０月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。